## 先天異常モニタリングにおける プライバシーの保護について

研究協力者 柳 川 從 道

要約: 先天異常モニタリングのうち、狭義のモニタリング、すなわち発生頻度を知るためだけの目的で、 I D情報をできるだけ消した統計的な情報に近い情報のみを取扱う場合には、対象者のプライバシー保護のためのいわゆるインフォームド・コンセントを個別のケース毎に得る必要は必ずしもないが、疫学 的調査を行う場合には、個別のケース毎にインフォームド・コンセントを得る必要がある。そのため、 先天異常モニタリングを 2 つの段階にわけて行うのが便利であると考えられる。

見出し語: 先天異常モニタリング 疫学的調査 プライバシー インフォームド・コンセント

### はじめに

方法論を確立することであり、従前の研究結果の 実践面への適用を考えることである。

1、従前の研究結果の概観と今般の提案について昭和63年度の報告において、私は、先天異常モニタリングにおけるプライバシー保護のり方を考えるにあたって、先天異常モニタリングを2つの段階に分けて考察する児、そのものりであるとした。すなわち、①対象を3円ののの場所の場合の現象を3円の名といる。な情報が診療の場から収集されて異常の表により処理、蓄積され解析されて段階(狭義200万年の判定がなされるまでの段階(狭義200万年の概念を3年により表によりによりによりに対している。

のモニタリング段階)、および②異常事態の疑いありとの判定を受けての疫学的調査段階(疫学的調査段階)である。

そして、この2つの段階のそれぞれについて 法的見地から概略以下の提言を行った。

(1) 狭義のモニタリング段階における対応について

先天異常モニタリングのこの段階における 医療情報を中心とする情報の収集および蓄積 ・処理・解析(以下、まとめて「情報の取扱 い」という)に当っては、それが診療の場を 離れる時点以降はID情報を潜在化させ、ステ ム中で取扱われている間はID情報が顕在化 されず、これが顕在化するのみとするシスト との診療の場に戻った場合のみとすること。

(2) 疫学的調査段階における対応について

諾 (いわゆるインフォームド・コンセント) を得なければならないこと。

以上の提言を行ってから現在まで数年を経過し たが、この間、プライバシー保護に関する法的仕 組に本質的な変化は生じていない。従って、上記 の提言は、プライバシー保護の法的要請への対応 を考えるにあたっては、現在においてもそのまま の妥当性を有すると考えられる。しかし、今回、 先天異常モニタリングにおけるプライバシー保護 の実践的方法論を考えるに当っては、単に法的要 請への対応の面からだけでなく、それを越えた社 会的要請への対応や更にはモニタリングシステム における効率や正確性なども考慮しなければなら ない。そこでこれらの点にも配慮しつつ検討した 結果、狭義のモニタリング段階および疫学的調査 段階での情報の取扱いについて以下に述べるよう な提案をすることとした。この提案は、あくまで 現段階での全くの試案にとどまるものであり、今 後、既存のモニタリングシステムとの継続性の確 保と調整をはじめとする実践面での充分な検討を 経なければならないが、法的に守られるべき利益 であるところのプライバシーとそうでないものと の境界が一義的には明確ではなく、またそれをい かにとらえるにせよ、それを越えた保護を求める 社会的要請があることをも併せ考えれば、以下に 提案する方法によってもモニタリングの必要的機 能に欠けることがないのであれば、プライバシー 保護との関係ではなるべくこのような方法による ことが望ましいと考えるものである。

2、先天異常モニタリングにおける実践的方法の提案

- - ① 多数の先天異常を対象としている狭義の モニタリング段階で、どれほど疫学的に意 味のある個別的データ項目を予め設定でき るか疑問の余地なしとしないが、他方個別 的データ項目の数を増やせば増やすほど、 個人情報性が強くなるため、プライバシー 保護の法的要請面および社会的要請面での リスクが増大することになり、この段階で 個別的データを収集することのプラス面が このリスクに見合うかどうか疑問であるこ と。また、これらの個別的データが得られ ても、対象群に関するデータがない限り、 疫学的分析としても充分なものは行えない が、モニタリングのこの段階で対象群につ いてまで個別的データを収集するのが適当 かどうかも問題となりうること。

この方法による理由は以下のとおりである。

② 対象者のプライバシーへのかかわりが、

協力施設レベルにおいて対象者の個別の承 諾を得なければならない程度を超えない程度を超えない程度を超えない程度を超えないでき、協力施設の心理 的・実務的負担がなくなるので協力を得けいなるので協力を得けいなるの承諾の取得はにになる。 で行うことにおいても、各協力施設のでおいて行うって、た天異常モニタリングへの配布を要請するである。 を明常的に行っておくことは、それなりの意味がある)。

- ③ モニタリングセンター側としてもこの段 階での情報の取扱いの上で、機密保持の負 担が軽減されること。
- ④ 協力施設での作業量が相対的に少くなると考えられ、データ収集のスピードが上るため、異常事態発生の有無の判定がより敏速にできることが期待されること。

以上要するに、この試案は、狭義のモニタ リング段階で個別的データを取扱うことを極 力減らすことにより、これを取扱う場合に生 じうる種々の法的・社会的あるいは作業上の 問題点を減少させ、これらについては疫学的 調査段階へ移すことにより、その対応の機会 と量を減らし、かつその段階では充分な対応 を行おうとする考え方に基づくものである。

(2) 疫学的調査段階での方法論

この段階は、数ある先天異常の中から、狭 義のモニタリング段階における情報分析の結 果、疫学的調査を必要とする先天異常が特定 され、該当する個別のケースおよび対象群に

### ア、システムの構築上の注意点

- ① 情報の収集は、主治医等診療の場をコントロールしている者(以下「主治医等」という)が当り、これらの者および調査対象者の双方が明示的に承諾した場合以外はモニタリング関係者が調査対象者に直接接触をしないこと。
- ② 情報は、主治医等を窓口として受領すること。
- ③ 調査項目は疫学的調査上の意味があるものに限定し、かつ情報が診療の場を離れる時点でID情報を可能な限り潜在化させること。そのため、調査項目に対する回答の仕方を工夫した記入要領や回答用紙を用いること。
- ④ 情報の取扱いに従事する者の範囲を限 定し、かつその責任体制を明確にしてお

くこと。

- ⑤ 情報に対するアクセス可能者および方 法を限定するなど情報管理を厳重に行い、 その漏洩を防止すること。
- ⑥ 情報は、疫学的分析のみに用い、他目的には決して利用しないこと。
- ⑦ 利用が終了した情報は、将来利用することが特に予測される情報を除き速やかに消去するか、またはもとの診療の場へ返戻すること。
- ⑧ システムが適正に機能しているかどうかを担保するため、できれば、外部の者を加えたチェック機構を設けること。
- ③ システムの組織および運営についての 規則等を明文化し、これに則ること。

#### イ、関係者の承諾の取得上の注意点

- ① 承諾に先立つ説明と承諾の取り付けとは、単なる掲示やパンフレットの交付などの一方的・間接的なものではなく、個別に直接調査対象者に説明し承諾を取付ける方法によること。
  - ② 説明者、対象者毎に説明内容が区々になることを避けるため、説明しなければならない項目は、定型化され文書に作成し、これを用いて説明すること。
  - ③ 対象者に対する説明と承諾の取付けは 原則として主治医等が行うこと。
  - ④ 説明は、このモニタリングシステムの目的・意義、運営主体、収集された情報の利用目的、取扱われ方(ID情報の潜在化の程度、情報処理上の機密保全処置、目的外利用の禁止、利用後の消去など)

などにつき可能な限り具体的に行うこと。

- ⑤ 承諾を取り付けるに当っては、対象者の任意性を最大限に尊重し、協力を断った場合も以後の診療上なんらの不利益を受けるものではないこと、また協力した場合も特別の便宜を受けられるものではないことを告知すること。
- ⑥ 対象者からの承諾は文書(承諾書)で取付けること。この文書は、説明に用いた文書と同一の内容が記載されている定型のものとし、説明者と説明を受けた者とがそれぞれ署名・押印するものとすること。なお、日付その他の一般的要件を備えていること。
- ⑦ 承諾書の原本は、説明者が保管し、写 を対象者に交付すること。
- ⑧ 承諾書の原本・写はモニタリングセンター側に送付されないものとし、モニタリングセンター側は、説明者(主治医等)から、送付する情報については対象者の承諾を得ている旨の確認を得ること。

以上に述べた方法は、あくまで現段階における試案であり、その実践上の利害得失を今後の検討で明らかにした上で、必要な調整を加え、最終的な方法を決定すべきものと考える。

# 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

要約:先天異常モニタリングのうち、狭義のモニタリング、すなわち発生頻度を知るためだけの目的で、ID 情報をできるだけ消した統計的な情報に近い情報のみを取扱う場合には、対象者のプライバシー保護のためのいわゆるインフォームド・コンセントを個別のケース毎に得る必要は必ずしもないが、疫学的調査を行う場合には、個別のケース毎にインフォームド、コンセントを得る必要がある。そのため、先天異常モニタリングを 2 つの段階にわけて行うのが便利であると考えられる。